

ジェラルド・ドウォーキン『自律の理論と実践』

宇理須 典子

翻訳にあたって

著者 G. ドウォーキンは、アメリカの法学者であり、現在はユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン法学部およびニューヨーク大学法学部の教授である。法哲学と政治哲学の分野に対する貢献によって知られており、彼の著書も日本で数冊翻訳され出版されている。彼の「law as integrity」理論は、現代自然法観を牽引するものといわれている。ドウォーキンは、実証主義による法と倫理の区分にくみせず、伝統的な自然法が仮定するよう、法と倫理は存在論的な意味でなく認識論的な意味において関係し合っていると考える。

主な著書として ‘Taking rights Seriously’, Harvard University Press, 1977. (木下毅・小林公・野坂泰司訳訳『権利論(1-2)』木鐸社、1986)、‘Law’s Empire’, Belknap Press, 1986. (小林公訳『法の帝国』未來社、1995)、‘Life’s Dominion: An Argument about Abortion and Euthanasia’, Harper Collins, 1993. (水谷英夫・小島妙子訳『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』信山社出版、1998)、‘Freedom’s Law: the Moral Reading of the American Constitution’, Oxford University Press, 1996. (石山文彦訳『自由の法——米国憲法の道徳的解釈』木鐸社、1999)、‘Sovereign Virtue: the Theory and Practice of Equality’, Harvard University Press, 2000. (小林公・高橋秀治・高橋文彦訳『平等とは何か』木鐸社、2002) がある。

この論文を訳出した目的は、欧米の文献において ‘Autonomy’ という用語が、どのような使われ方をしているかを読み取ることが第一の目的であった。文献名に、Autonomy が使用されている中

で、まとまった形で書かれていると思われるが、当該文献である。同様の目的で、その後出版された、数冊読んだが、論文の形式としては、これが元となったものと推測されるので、以下に、1994年に出版された Timothy Staiton の著書 ‘Autonomy and Social Policy’ と、2003年に出版された Ellen Frankel Paul, Fred D. Miller, Jr. Jeffrey Paul の編による ‘Autonomy’ の目次のみを、その比較のため、あとに掲載する。

さらに、第二の目的として、当然のことであるが、「自律」について、何を問題にしているかを理解することにある。日本での自立論議は、大方「自立とは何か」についてのものである。日本における自立論を深めるためにも、欧米における自立論を検討することは有意味であると考える。

したがって、本稿では、序文と結論の章のみを翻訳するものである。

序文 1—1

旅行者には、初めから、どこに行くか知っている人たちと、旅行の後に、どこに旅行していたかを悟る人たちがいる。私は後者の1人である。私は、日常において、挑発や困惑させられたことについて、心に浮かんだまま、意見や問題、命題についてを書いている。

私の博士論文は、初期に出版した2冊の著書に基づいて、本質と強制の正義性について記述している¹⁾。第一部では、強制的なプレッシャーの下で選択する人々は、自由に行動していると考えられるべきではない、のではないかという疑問にもとづいている（状況を与えられて選択することをよしとする事実もあるが）。この考えが、正当ではないと批判する、論者の妨害をも考慮に入れている。両者の見解には、一般的な選択方法と、

好みを基準とする選択方法についての価値の問題があると考えられるので、ここで取りあげている。私は、このことが、これまで「自律」と関係があると考えを持たず、この領域をめぐる、航海旅行に乗り出していたのである。

著者が、最初に「自律」用語を使用したのは、倫理学を応用した小論文のなかであった²⁾。この小論文は、精神外科、潜在意識の公表、そしてドラッグ・セラピーの問題について、多くの心配があった時期に、反射条件的に書かれたものである。また、私は、ヘイステイングズ・センターの要請で、社会において、人々に影響を与えていたるさまざまな態度と、その行動の倫理を考える作業部会に参加するように頼まれていた。私は、ここで、自律の差異がもたらす基準において、倫理上のさまざまな技法的重要性について、考えることの必要性を解した。しかし、その捉え難い抽象的な概念という理由で、ほんの少ししか応えられなかつた。このことによって、私は、これらの領域に関し、検証に乗り出したのである。

成功に導いたのは、関心を継続させる項目に、理論と実践的性質があつたことによる。

これは生命倫理が急速に発展していた年で、その中心的な事柄の1つが医学的実験と革新的治療であった。インフォームド・コンセント、代理同意、実験の被験者としての囚人、子供のドラッグテストなどの議論が、すべて自律の本質と価値に注意を払うことを必要としたのである。これは、従来「医者が最も良く知っている」という医療従事者の権威主義（Paternalism）から、contractualistを基盤とする基本的な移行を経験していた期間であった。パターナリズムの問題は、生活保護、社会保障、制がん薬の禁止、シートベルト法などの公的政策の本質を、考えることにも通ずる。私の、最大の関心である、残された公共政策の重要な問題は、どのような条件の下で、人々の自律が制限されるべきであるかである。

自律の項目における継続的な関心は、理論的な性質を論じることである。私の論文、「行動する自由」が出版されて、すぐ後に、ハリー・フランクフルトは、極めて影響力を持った論文を出版していた「意志と人の観念の自由」³⁾。フランクフ

ルト理論の長所は、一般的な事柄に関して、広く文化的に刺激し、階層的構造を活用するようさせるものであった。同時に、功利主義の反動として、カント主義と新カント学派は発展させ、2つの中心的・基本的概念の1つが「敬意respect」である自律-他律のそれであった。「自律」（両方の感覚で）は、どちらかと言うと抽象的で、非常に広範囲にわたる方法で使われていたが、フランクフルトによって、一応明確にされたと考えられる。自由と平等の考えが、初期の哲学者の手によって受け入れられていたように、自律の概念は、それと同じ種類の注意と詳細な地図を必要としていたのである。

序文 1—2

この著書の第1章は、概念の分析をする前に整理しておかなければならぬ、種々の概念と規範的な制約を満たしている、自律の概念を詳述している。第2章は、第1章で開示された、概念の価値に関する種々の問題を考察するものである。第3章と第4章は、哲学者によって論じられた概念と、自律の一般的な考え方による、倫理的な自律を導出するとともに、その他の人たちが論じている概念まで広げている。そこでいう自律が、自然科学や他の範疇より、倫理的な生活における異なる状況を持ち、倫理的な自律が高く評価されるべきかどうかの問題を提起している。第5章は、利用可能な選択の範囲に関する類似の問題について論じている—善的活動は、常に、選択の自由の範囲を狭いものから広げるようにするものであるのか？

第2部での小論は、第1部で展開された一般的な枠組みを、さまざまな実践的行動における倫理的な適用して、問題を論じている。人々にとって、何をすることが、実験的インフォームド・コンセントであり、治療的仲裁であるかは、幼すぎたり、インフォームド・コンセントを受ける能力がないなど、それ以上に、何が温情主義とみなされる干渉で、このような干渉の弁明のための条件に対する理解に基づいた同意を含んでいる。最終的には、選択を必要とする公共政策の一般的な事柄に

について述べている。

2つの小論（「Paternalism 温情主義」と「Autonomy and Behavior Control 自律と行動抑制」）：行政機関職員による罷の使用が、自意識過剰でない方法で展開させるよりも、社会のために善いこととして、その制度を計画しデザインしようと試みることである。この2つの小論に対し、私は、反論を用意していない。両者とも、広く再版され、意見は相当な修正を受け、明確にされていると考えている。

結び

私は、これらの小論が、完成された状態であるより、むしろ研究プログラムの中間報告をしているのであることを知っている。この数年、この努力に対する重要な貢献によって、多くの本が出版された⁴⁾。私は、問題の概説と継続的調査を要することを表明するものである。

概念的な問題のいくつかは、さらに詳述しなければならない。最たるものは、私が「手続的自立」と呼んでいる、2番目の評価とそうでないものとの相違を、もっと理解を得るにしなければならない。おおよそ、その区別は、より優れた考え方とそうでない理性を妨げる評価の様式との間にある。私たちは、哲学的に考える前に、催眠暗示的あるいは詐欺的な種々の方式による影響を与えられる人と、眞の情報と合理的調査の様式によって影響を与えられる人たちの間に、相違があると信ずるものである。前者のケースは、推論と彼の結論に関する責任があると考える。これは、抽象的な区別ではない。しかし、実践者にとっては、このような区別をするために使う基準を、明示することは重要である。

自律の概念と理性性、自由性、自己認識、アンビバレンス（両面感情）、ノイローゼ、意志薄弱などのような、他の概念との関係を明確に定義することの間の接点を、実現することは有意義である。これまでの文献の傾向は、すべてがよければすべて良いと考えることであった。自律している人は、高潔で、被神経症者で、理性的などという。私自身の関心は、明確に、自律を他の能力と性格

的特徴から、分離しようという試みであった。これらを認識するには、偶発的関係かもしれない。他の状態のいくつからの変動、発達過程の一部、あるいは自律を促進する状態を、自律している人々に多くあらわれることを検討することである。

このことは、哲学者の業績の接点が、社会学者に格下げした—この意見を無視することによって対応している。心理的、社会的状態について推測することは、自律的個人の発達と管理を促進する可能性が高いはずである。哲学者によってなされた弁解は、専門的知識あるいは学問に対する主張を持っていない、経験的な事柄である。私が提案しているのは、さまざまな仮説に対して、哲学者の査定を与えることはではなく、調査のタイプを提案するとはである。プラトンやアリストテレス、そしてミルは、社会状況が、さまざまな性格のタイプの発達を要したかどうか、決定すべき哲学的調査をしていないことについて戒めている。彼らの考えは、経験的な調査を追い求めることが有用であるという類の手引きとして貴重である。

また、自律の評価と価値に関する規範的事柄について、さらなる調査を必要とする。温情主義の事柄は、常にその争点になっている。しかし、一般的な理論的事柄は、今まで十分に調査されたが、それ以上の理論的な前進を成し遂げるための、最も実り多い方法は、問題が生ずる特定の、個別領域の詳細な研究にあると私は信じている。私は、喫煙や代理母契約を許すべきかどうかの社会的態度について、拡大し続ける論争について考えている。女性は、彼らが生む子供を引き渡すことが、心理的ダメージとなることを知っており、反自殺の処置としての介入は、代理人の自律の可能性を維持するよう意図されるであろうことからも、信じる理由といえる。

比較的注意を受けなかった問題は、個人と集団の自律との間にある対立である。共同体は、公共の価値におかれ方向づけられると考えられている。これらは、自然（メノー派教徒）、イデオロギー（オーウェン学派）、倫理（平和主義者）、さらに審美的な宗教的であるかもしれない。このよ

うな共同体は、正確に、非常に異なった価値と生活様式を採用することが許されているものの、彼ら自身の価値を最大限活かすことに、互換性がないかもしれないことを理解するかもしれない。他人がどのように生活しているかに関係なく、生活のための一定の価値を支援するには、はなはだ十分ではない。極端な例では、静寂の誓いを課すことは、禁欲を命ずることと同等であるととらえることを考える。共同体のメンバーのために十分でない、静寂の価値は、各人が話をしないように我慢させるだけである。もし、静寂そのものが高く評価されるなら、いわば、単に共同で達成されるだけである。彼らが自律的に選択する価値に対して、与えられている生活は、自律の行使、選択の拒否、価値の無視において、共同体の願望と個人の願望との間には対立を持っている。

法律と社会のシステムは、このような対立にどのように対処すべきであるか？類似の問題は、道徳的適用に向かって議論された事柄を、尊重する場合に関して生ずる。不道徳な法令があると想定して、世間的と称されるかも知れない理由の被害は、成年がどんな状況下で、強制的な手段によって行為を妨げる権利を与えられるのか？このような干渉は、人間の自由をおかす、侵害であることは明白である。伝統的な自由主義の前提は、全体として、個人や共同体に害がない限り、活動を制限する根拠をもっていない。けれども、なぜ、大多数のメンバーが奨励しようとしている理想を、主張の論拠のよい答えとなっていないのか（貞節のそれを言う）。そして、他の人たちにとって、理想に反しているように作用することは、他の人たちに、直接あるいは間接的に、逸脱するよう促すことによって、理想を傷つけることである。女性が女性自身の用語、例えば純潔など、ある特定の理想を持っている。なぜ、女性は、絶え間なく露出する情欲やメディアなどの、気を散らす誘惑によって傷つけられないのか？女性は、なぜ、公的に女性の理想をけなし、他の人たちを傷つけるよう奨励する方法で行動をする人たちに対して、保護を求めることがあるのか？この問題は、伝統的に、自由の限界のビーズでつなぐように議論されてきた。私が論じた2つの概念は、自律と

同等でもアーギュメントない。望まれる人の性質を明示する役割は、賛成の議論に伝統的な自由取り扱いより、道徳の実施を好む議論にウェイトを多くすることかもしれない。

調査されるもう1つの経験的な事柄は、どんな性質の共同体が、自律の課題を中心的な目的として追求する個人に、ひいきにされるであろうかということである。私が、共同社会主義的価値があると考えるように、自律と共同体の間には、本質的な緊張がないと主張した。にもかかわらず、社会的分担の実情の問題において、個人は、自律の上に大きな価値を置き、共同の可能性がそれほど高くなると、共同の促進を基礎におく価値を持つようになるかもしれない。個人の自律を強調することは、共同社会主義的価値をむしばむのか？

その他、もう1つ、一般的な自律に関して議論される事柄に持っていくなければならない。これらは、市場原理による、個人の経済活動を規制についての事柄である。しばしば、自由論者と社会主義者の間のイデオロギーの論争は、「自由」が、「否定的」あるいは「肯定的」概念であるかどうかについて、論争となる。ロバート・ノージック（Robert Nozick）によって表された、最近の文献の議論は、所得分配の所定のパターンを守ろうと試みるである⁵⁾。彼らは、自由に、そして、承認の上ですることに關し、阻止されることを要求するであろう。他の人たちのために、働くなければならない人々を出すことにつながる、不平等的パターンを作るとしても、このような行為は、「プロレタリア」の自由の制限を伴わないと主張する。

しかしながら、私たちが主張する自律の考えが、人々を巻き込むものであるなら、重要な方法で生活を形成することを可能として、生活の重要な部分に影響させ、他のものの力を受けやすくなる（この力が強要の形式をとらないときでも）。不平等は、個人の自律を發揮させる可能性を減らすかもしれないことを示唆する。もし、個人がこの事実に気づき、行動の長期的結果を十分正当に評価するなら、生活の長期的損失をコントロールするために、NBAのバスケットボール選手のウィルト・チェンバレン（Wilt Chamberlain：1936-

1999)を見て、短期の喜びをかえるうる。一般に、平等に関する伝統的な社会主義の関心は、自律の最大化に役立つ関心によって、導かれていたのかかもしれない。

これは、調査予定案の最終の項目でもある。価値理論と最大化の原則の結果として起こる道義的理論を分けることは、近年、倫理哲学で流行している。1次元的な喜びをベースにした価値理論を、避けることによっておこることは、功利主義の批評家から守られることである。豊富な価値理論を持つことは、正義、自己認識、平等、尊厳など、他の価値をも論ずることにある。その結果、何が残された本質かは、それが善であるかどうか、権利が可能な限りそれの同じぐらい多くの産物から成り立っている。実践的に必要なのは理性である。この方法論的見解の欠点の一つは、功利主義の最大の長所を与えられ、単一の価値理論としては、明瞭な価値に置き換える考慮なしで、善を評価したことがある。

かつて私たちは、自由、平等、福祉のような、多数の価値を導入し、多く困難な倫理問題を簡単に価値理論へと移しかえた。私は、最大に検討されたとは考えていないけれども、修正されているとは思っている。視点は正しく、それを守ることを望んでもおり、多数の検討に不満であっても、そして、信頼できる伝統的な福祉理論を否定する人あっても、結果として、ただの善－自律を必要とする。

最後に、理論と実践との間の関係について、ひと言注意しておく。倫理学を応用した仕事は、よく知られたパターンを想定したものである。最初の実践的事柄は、詳細に記述し、そして道徳的な事柄は、提起され、明確化されている。さまざまな事実に基づく問題は、説明されており、そして憶測は、さまざまな代案的解決の可能な帰結について書かれた。

次に、若干の理論の破片が表示される；通常、功利主義や社会契約理論の変形を身につける。最終的に、理論は、事実に基づいて、かなり機械的方法を適用している。標準の結論は、理論に従うよう主張している。私は時々、さらなるステップに進むことによる、いかなる道徳的な問題の解決

や、そのアウトラインを提供するために、Ethiconと呼ばれるソフトウェア・プログラムを書くことを考えた。さまざまなバージョンが、異なる理論－EhiKant、EhiRawls、EhiMillなどとつづいてもたらされている。

私は、リストに加わることをめざしていない。理性的な人が同意しなくてはならないような方法に、価値の対立を解決することができるようする。自律の価値に与えられて、付加されるものがあるとは思わない。そしてこのような、理論を受け入れる見解と彼らを弁護する人と社会の理想を示唆するような、倫理や政治に置き換える哲学的理論の見解を持っていない。このような理論の提案者は、幸運であるなら、彼らの考え方と理想の魅力魅力によって他の人たちを納得させることができるとも知れない。でも、そのステップは理論から実践まで通常推論によらない。道徳的ジレンマをある程度の解決するということは、一定の価値や理想、あるいは人の考え方と一致しないことは明白であろう。けれども、その関係は、行動がベストに表現するもののように、理想や態度が、その人の考え方をベストに反映するのか、また、どんな規則が、この制度の基礎となる価値として良く一致するかであるであろう。何をするべきかが決定された理論ではなく、方向付けられた理論であるかもしれない。

注

- 1) 「行動する自由」、*Nous* (1970年11月)。「温情主義」、*Monist* (1972年1月)。
- 2) 「自律と行動制御」『ヘイスティングスセンター報告』(1976年2月)。
- 3) 「意志と人の観念の自由」『哲学誌 68』(January 1971年)。
- 4) ①Lawrence Haworth, autonomy: An Essay in Philosophical Psychology and Ethics (New Haven: Yale University Press, 1986).
②Rovert Youn, Personal Autonomy: Beyond Negative and Positive Liberty (The Hague: Croom Helm, 1986).
③Lawrence Crocker, Positive Liberty (The Hague: Nijhoff, 1980).
- 5) R. Nozick, Anarchy, State and Utopia (New York: Basic Books, 1974), pp.161ff.

ジェラルド・ドウォーキン『自律の理論と実践』

1988年出版 ジェラルド・ドウォーキン著 自律の理論と実践 もくじ		1994年出版 ティモシー・スティートン著 自律と社会政策 もくじ	
序文		謝辞	
謝辞			
第1部 理論			
1 自律の性質		1. 序論	
2 自律の価値		I : 目的と組織	
3 倫理的な自律		II : 決定的な相違：精神障害の定義	
4 自律、科学、倫理性		第1部	
5. 選択肢が多いことがよいことか？		2. 自由と自律	
第2部 自律の実際		I : 消極的自由と積極的自由におけるバーリン	
6 同意、代弁と代理同意		II : 価値の中立のアプローチ	
7 自律とインフォームド・コンセント		III : 自由と権利	
8 温情主義：若干の再考		IV : 哲学的概念	
9. 蛇が私を食べるようにいったので、食べたのです (創世記3:1-5)：罠と犯罪の創造		V : 自律と自由	
10 行動支配と仕組		3. 自律	
結び		I : 人格的自律のルーツ	
文献目録		II : 自律の理論	
索引		III : 自律を左右するもの	
		V : 自律の価値	
		4. 自律、権利と義務	
		I : Rawls, John (ジョン・ロールズ) の正義論	
		II : Gewirth, Alan と一般的な一貫性の原則	
		III : 自律と平等と人間の尊重	
		IV : 自然権	
		V : 市民権	
		VI : 社会権	
		VII : 理性的な権利あるいはすべてのための権利？	
		VIII : 自律ベースの権利	
		5. 制限する自律：温情主義の理論と実践	
		I : 害の原則と伝統的な温情主義	
		II : 決定的な温情主義	
		III : 温情主義に対して	
		IV : 温情主義のジャスティフィケーション	
		V : ただ実践と温情主義	
		VI : 結論	
		6. 理論と実践	
		I : 標準の理論と公共政策	
		II : 自律がただ実践のために信条の基礎を置いた	
		III : 社会政策、生活保護と共同体	
		第2部	
		7. 自律、権利と障害：排除社会の建設	
		I : 権利と障害	
		II : 理由、優雅と愚行	
		III : 自由と団体の上昇	
		IV : 優生学：恐れと規則	
		V : 福祉と制度上のスキャンダル	
		8. 自律、権利とレトリック：現実に憤慨せよ	
		I : 権利講演の出現	
		II : 基本的な権利と司法の保護の進展	
		III : 権利の立法の、そして規制上の保護とプロモーション	
		IV : 権利ベースの政策：レトリックあるいは現実？	
		9. 権利ベースの社会政策のモデルに向かって	
		I : 自律権利と市民権	
		II : 権利ベースの社会政策のアーキテクチャ	
		III : 必要と必要を明瞭に表現することに対するサポート	
		IV : 技術サポートと調整	
		V : 資金を個々に合わせた	
		VI : 構造的な統合	
		10. 結論	
		文献目録	
		索引	

2003年出版 エレン・フランケル・ポール編 自律 もくじ	
序文	
謝辞	
貢献者	
I : 冷静な自律 - ジョン・M・クーパー	
1. 序文	
2. 哲学者の「自律的な」生活の Dio Chrysostom	
3. 自律の地としての理性的	
4. ゼウスの、あるいは自然の理性的	
5. ゼウスの考え、人間の考えと自然	
6. 実際の、合理的な生きものがゼウスの法律の後に続く方法	
7. 自律と選択の自由：結論	
II. スピノザ、Tractatus Theologico - Politicus	
1. 序文	
2. 自律と活動	
3. 自律と倫理性	
4. 自律と政治	
5. 結論：Whither 自律？	
III. Paul Guyer : カントにおける自律の理論と実行	
1. 序文	
2. 自由、意志と自律の自由	
A. 自由と自律	
B. 意志と自律の自由	
3. 自律の絶対の価値	
A. 自律の価値のための心理上の議論	
B. 自律への自律 C. の敬意の価値の抽象的な基礎	
4. 自律の実践	
A. 経済的自立、独裁政治と自律	
B. 後退あるいはいつもの、そして習慣的な手段？	
5. 結論	
IV. Marina Oshana : どれぐらい自律を高く評価しているのか？	
1. 序文	
2. 自律の概念	
3. 自律と自由社会	
4. 自律と放棄	
5. 自律を高く評価することは問題であるとき	
6. 自律のための温情主義	
7. 自律と温情主義の価値	
8. 結論	
V. James Stacey Taylor : 自律、威圧と強要	
1. 序文	
2. 自律の階層分析と Thalberg の批判理由	
a) Frankfurt と Dworkin の自律の階層分析	
b) Thalberg の批判と自律の階層分析	
3. Thalbergに対する回答	
a) 自律と強要	
b) 自律の推移の仮定を拒絶する	
c) タイプ A の状況で行なわれる自律と行動	
d) Thalberg の二つ目の反対理由に対する回答	
4. Frankfurt と Dworkin の分析に対するさらなる反対	
a) 自律を弱めるのは程度によって異なる	
b) 反ストイック批判	
5. Christman と Slote の分析	
a) Christman の分析	
b) Slote の分析	
6. 従順な犠牲が自律を損なわれる威圧理由	
a) 間違った教育にはじまる	
b) 単純な分析から学ぶ	
7. 結論	
VI. Michael E. Bratman : 自律と階層	
1. 自律 - 階層命題	
2. 評価することと人間のエージェントのための 2 つの問題	
3. 評価することと実践的推論についての政策	
4. 2 つの問題、1 つの解決？	
5. 評価と自律	
6. 2 つの批判と自律 - 透明度命題	
7. 透明性と自治における実際的推論	
8. 議論の 2 つの方向性：自治における実践的推論の政策	
9. 結論	
VII. Keith Lehrer : 理由と自律	
1. 序論	
2. 内面的自律：欲望の方向	
3. 優先性と精神的上昇	
4. 自律的な優先	
5. 優位性の状態	
6. 代理人が説明する因果関係	
7. 因果関係と優位力	
8. 理由を説くパラドックス	
9. 理性と自律：超優位性	
10. 優位性、理性、自律の要約	
11. 結論：Arational 自律、因果関係と決定論	
VIII. Bernard Berofsky : 身元確認、棚と自律	
1. 序論	
2. 自律と選択	
3. 意志決定とセルフコントロール	
4. 自己を構成する身元確認：SCDT	
5. 身分証明書の限界	
6. 孤立	
7. 反映の役割	
8. 反映、身元確認と自律	
9. 結論	
IX. Jonathan Jacobs : 自律と自己統治の間の若干の緊張	
1. 序文	
2. 自律と道徳的地位	
3. 自己統治と性格の自発性	
4. 性格と実践的必要性	
5. 性格と責任	
6. 処罰に関する難問	
7. 寛容と憎悪	
8. 結論	
X. Howard Rachlin : 目的論的な行動主義からの自律	
1. 序文	
2. 認知心理学と行動心理学	
3. 米国の行動心理学者	
4. 目的論的行動主義	
5. 麻薬中毒の否定と肯定	
6. 無条件の自律	
7. 条件付きの自律	
8. 内面化	
9. 自律の行動主義意見に対する批判	
10. 結論	
XI. Christopher Heath Wellman : 集団的自立のパラドックス	
1. 序文	
2. 自律の価値	
3. 集団的自律の理論的説明	
4. 結論：集団的自律のパラドックス	
XII. John Martin Fischer : 妊娠中絶、自律と身体的抑制	
1. 序文	
2. パズル	
3. 身体的抑制と権利	
4. 自律	
5. レイプ、妊娠中絶と妊娠の特別な状況	
6. 自律と改訂身体抑制の権利	
7. 批判	
8. さらなる明確な説明	
9. 結論	
XIII. Steven Wall : 政治思想としての自由	
1. 序文	
2. 政治的自由と個人的自律	
3. 3 つの問題	
4. ライバル思想	
5. 政治的な自由とその価値	
6. 自由と計画性	
7. 洗練される思想	
8. 結論	